

【2026年度採用版】

奨学金
返還
サポート
青森県

制度を利用して充実した社会人生活を送りませんか？

あおもり若者定着奨学金返還支援制度



奨学金返還支援制度を使って経済的負担を軽減することで、将来の人生設計に向けた蓄えや充実した社会人生活を送るための資金として蓄えることができます。



当事業団では、2026年度新採用者を対象に、大学等在籍中に奨学金の貸与を受けて就学していた学生に対して、正職員として就業してから**3年後**と**6年後**に奨学金の返還時に一定額を支援する制度があります。

制度の利用を希望するにあたっては、内定を受ける前に登録が必要となります。登録については、青森県庁ホームページを参照して下さい。

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

あおもり若者定着奨学金返還支援制度についてのご案内

皆さんが大学等在学中に奨学金の貸与を受けて就学していた場合、企業への就職と同時に奨学金の返還が開始します。

就職後、働いて得た給与から毎月奨学金を返還し、さらに生活費や家賃なども支出すると、経済的にも厳しく将来に向けた貯金も難しくなります。

この「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」は、青森県と制度に参加する企業が協力して、奨学金の返還にあたり一定額を支援する制度です。

この制度を利用することで、奨学金の返還に係る負担軽減を図ることができ、支援を受けた分の額を将来に向けて貯金したり、資格取得や趣味など充実した社会人生活を送るために使うことができます。

制度を利用するためには条件があります。まずは、このリーフレットを読んでいただき、制度の利用については是非検討してみてください。

仕事も・・・



プライベートも・・・

制度を利用して充実した社会人生活を送りませんか？

1 制度の内容

当事業団では、青森県と連携して下記内容で奨学金返還を支援します。

支援コース名	適用区分	支援予定額	対象人数
奨学金支援コース A	4 年制大学 6 年制大学 大学院 高等専門学校(専攻科)	150 万円	3 人
奨学金支援コース B	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程	75 万円	2 人

2 制度の利用にあたって

まずは、青森県のホームページから内定を受ける前に登録する必要があります。当事業団の採用内定後に登録した場合は制度を利用することができませんので、十分気を付けて下さい。

青森県庁登録ページ

▶登録サイト

あおもり奨学金サポートサイト | あおもり若者定着奨学金返還支援制度 (aomori-life.jp)

(担当：青森県こども家庭部若者定着還流促進課)

大学・短大等卒業(見込)者で就職予定の方の登録受付中!!

青森県

奨学金返済サポート青森県

奨学金の返還を支援します

登録無料

あなたが対象企業に就職し、6年間無償で青森県内に住み、働き続けたとき、奨学金の返還を企業と県とで支援します。

青森県出身者以外の方も対象となります。既卒者や年度中途に就職する方も対象です。

対象者

- 大学・短大等の卒業生で、県内に3年以上在住の方（※就職先以外の方も申し込みのうえ登録ください。）
- 「日本学生支援機構」または「青森県立奨学金」の奨学金利用（貸付・貸付保証）
- 青森県内で就職されている方

対象企業

県内企業、または県外で青森県内に拠点を設けた県外企業（県外企業で、本県に事業所を設けた企業（サポート企業）（法人、公営または個人事業主）

サポート企業へ貸付

利用方法はコチラ

公式サイト

「あおもり奨学金サポートサイト」

QRコード

利用開始は無料!

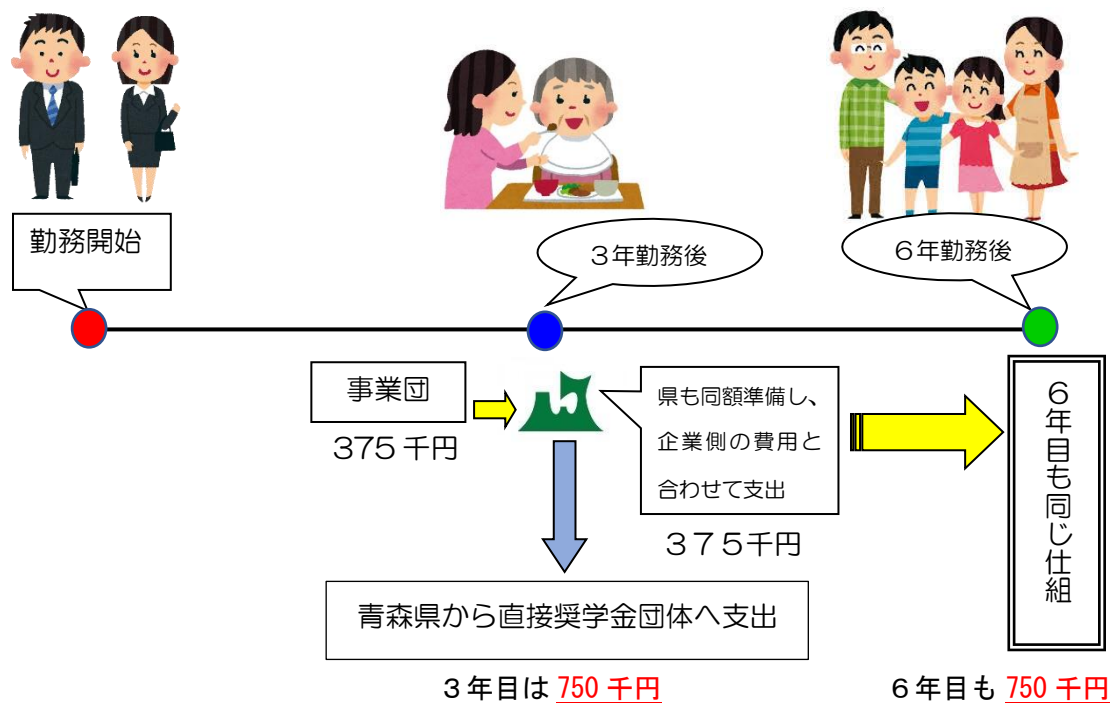
青森県は未来に輝くぞい!!

チラシ画面をクリックすると
登録サイトにつながります。

3 支援の流れ

(例) 支援額 150 万円の場合です。

就職後、3 年経過後と 6 年経過後に奨学金の支援を行います。



4 対象となる奨学金

この制度の対象となる奨学金は、次のとおりです。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
- ② 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）
- ③ 公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金

5 制度を利用する条件

この制度を利用するためには、次の条件を満たしていることが必要

STEP 1

まずは、**採用内定が出る前に**青森県のホームページから利用登録をします。

採用内定が出てから登録すると、この制度を利用することはできません。

STEP 2

この制度は、新卒学生その他、35 歳未満の既卒者も対象となります。
それぞれ、次の条件を確認して登録して下さい。



◆新卒学生の場合

- ① 就業時に大学等を卒業又は終了する見込みであること
- ② 大学等在籍時に奨学金の貸与を受けていること
- ③ 制度適用認定時に 35 歳未満であること
- ④ 当事業団に正規雇用により就職し 6 年以上就業かつ青森県内に居住すること
- ⑤ 過去にこの制度による支援を受けていないこと

◆既卒者の場合

- ① 大学・短大等の卒業者で、採用時に 35 歳未満の方
- ② 青森県内に居住しかつ正規雇用されていない方
- ③ 大学等在籍時に貸与を受けた奨学金の返還残額があり、かつ滞納額がないこと
- ④ 当事業団に正規雇用により就職し 6 年以上就業かつ青森県内に居住すること
- ⑤ 過去にこの制度による支援を受けていないこと

STEP 3

職員採用試験を受験する際、制度の利用を希望する旨意思表示して下さい。令和 6 年度職員採用試験の申込用紙に、当制度利用に関する意思確認欄があります。忘れずにチェックして下さい。

STEP 4

採用内定後、制度の利用希望者に対して当事業団より「あおり若者定着奨学金返還支援制度適用者決定通知書」を交付します。上記に定める就業要件（当事業団に正規雇用として就職すること、かつ青森県内に居住すること）を満たした場合、開始となります。

6 その他

- ① 奨学金の返還支援の対象には、利息分は含みません。
- ② 支援対象期間内に退職した場合は、その時点で制度適用は終了となります。
- ③ 当事業団に採用が内定し「あおり若者定着奨学金返還支援制度適用者決定通知書」を受けた後、登録者が採用を辞退する場合は当事業団の奨学金返還支援制度の対象外となります。採用辞退時には、「取消通知書」を交付します。

※その他、制度についてご不明な点がございましたら、青森県すこやか福祉事業団事務局（電話：017-777-8118）までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

〒030-0822

青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 3 階

TEL: 017-777-8118 FAX : 017-735-1160

H P : <https://www.sukoyaka-fukushi.com>



あおもり県内就職促進パートナー企業